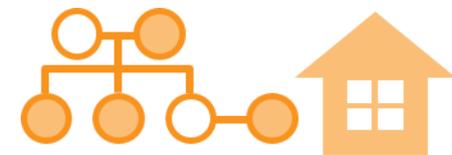


○遺言書に基づく相続



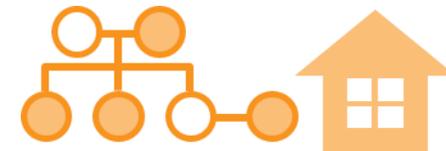
遺言書でできること

- 民法で定められた法定相続と異なる相続割合を決めること
- 誰が何を相続するか、遺産分割の方法を決めること
 - ＜例＞ 自宅は配偶者に、預貯金は兄弟で折半とする
自宅を売却して、現金で均等に分配する
- 特定の相続人を廃除（相続人から除く）すること
- 定められた相続人以外のものに財産を遺贈すること
- 遺言執行者の指定等
- 自分の想いを遺せる（トラブル防止目的） etc...

遺言書の作成方法

- 誰に何を相続させるか
(遺留分に備え、相当する金銭等を準備できるようにする)
- 遺言書の保管方法はどうか（自宅、専門家）
- 遺言書の内容を実現する人（遺言執行者）を定めるか
- 自分の想いを遺言書に込める（遺言書は最後の手紙）

○遺言書作成の注意点



遺言書には法律で決まった作成方法があり、下記の2つの方法がよく使われます。

	① 自筆証書遺言	② 公正証書遺言
必要な手続	遺言者が自分で筆をとり、 <u>遺言の全文・日付を自書し、署名、押印をすることが必要</u> です。	公証人が遺言書を作成する方法です。 公証人の他、2人の証人が必要となります。
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 気軽にいつでも遺言書を作れます。● 筆記用具や用紙には特に制限はありません。	<ul style="list-style-type: none">● 適格で完全な遺言書を作成できます。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● それぞれの要件は非常に厳格です。 <例> パソコンで作成したり、日付を年月日までが特定できるように記入しなかったり （例えば「平成23年9月吉日」は不可）した場合には無効なものとなってしまいます。● 作成者が保管するので、改ざん、偽造の可能性があります。● 遺言の内容を実現するには、事前に家庭裁判所の検認手続が必要となります。	<ul style="list-style-type: none">● それなりの費用が必要となります。